

## 河川レンジャー検討・運営組織の改組等について

『河川レンジャーの枠組みづくりの組織から  
活動現場の視点を重視した組織への転換』

## 目 次

1．河川レンジャー検討・運営組織の改組	1
(1) 河川レンジャー検討・運営組織の変遷	1
(2) 河川レンジャー検討・運営組織の現状と課題	3
(3) 河川レンジャー検討・運営組織の今後の方向性	5
(4) 河川レンジャー検討・運営組織の改組	9
2．河川レンジャーの再任審査と任期	12
3．レンジャー活動全体のレベルアップに向けた数値指標	14

## 1 . 河川レンジャー検討・運営組織の改組

### (1)河川レンジャー検討・運営組織の変遷

淀川河川事務所における河川レンジャーの試行実施の検討は、伏見出張所管内の京都市伏見区を対象として、平成 15 年 9 月に「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」を設置して開始しました。

宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会は、2 名の河川レンジャーによる試行活動の成果を基に、河川レンジャーの役割や活動内容、展開方法等の検討を行いました。さらに、平成 16 年 12 月には、宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会からの意見を踏まえて、「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領」（以下「運営要領」）を策定しました。

運営要領の策定後は、淀川河川事務所管内全域の河川レンジャーのあり方や制度について検討を行う「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」（以下「懇談会」）と出張所ごとに河川レンジャーの運営を担う「河川レンジャー運営会議」（以下「運営会議」）に組織を改め、河川レンジャー制度の具現化に向けた検討を開始しました。

懇談会は、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、河川レンジャーの本格的な展開に向け、河川レンジャーの任命までのプロセスと河川レンジャーの PR 方法について検討を行いました。運営会議は、平成 16 年 12 月に伏見出張所管内と福島出張所管内の 2 つのエリアに設置し、所属する河川レンジャーに対する助言・意見・支援を行い、河川レンジャーの運営を進めました。

平成 18 年 2 月には、「淀川管内河川レンジャー推薦委員会」（以下「推薦委員会」）を設置し、平成 18 年度から活動を実施する新規の河川レンジャーの任命に向けて、河川管理者等が発掘した河川レンジャー希望者を審査し、河川レンジャー候補者を決定しました。また、推薦委員会では、平成 19 年度からの河川レンジャーの公募に向けて、河川レンジャーの適性を確認する審査方法等について検討を行い、平成 19 年 3 月に「淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領」（以下「審査要領」）を策定しました。

平成 18 年 5～6 月には、平成 18 年 3 月に改正した運営要領に基づき、淀川河川事務所の 8 出張所の管轄区域を 5 ブロックに区分して、5 つの運営会議を設置し、それぞれの運営会議で、推薦委員会から推薦された河川レンジャー候補者が審議され、河川レンジャーに任命されました。これにより、平成 18 年度の下期から、14 名の河川レンジャーによって淀川管内全域で活動が展開されることとなり、平成 19 年 1 月には、河川レンジャーのみで構成する「河川レンジャー会議」も開催されました。

そして、平成 19 年 6～7 月に河川レンジャーを広く公募する講座（淀川発見講座・レンジャー養成講座）を開催し、推薦委員会での審査を経て、運営会議で新たに 6 名の河川レンジャーが任命され、平成 20 年度から、20 名の河川レンジャーが活動を展開しています。

これにより、運営要領に基づく、全ての河川レンジャー検討・運営組織が相互に関係性を持って機能し、平成 20 年度も同様の組織で河川レンジャーの検討・運営を継続しています。

表1 河川レンジャー検討・運営組織の変遷

年月	懇談会	運営会議	推薦委員会	河川レンジャー会議	講座	河川レンジャーの人員
H15.9	第1回 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会					2名
H16.10	第4回 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会					
H16.12	運営要領の策定 (検討懇談会の改組)					
H16.12		第1回 運営会議 ・伏見出張所管内 ・福島出張所管内				4名
H17.2	第1回 淀川管内河川レンジャー検討懇談会					
H18.2		第4回 運営会議 ・伏見出張所管内 ・福島出張所管内	第1回 推薦委員会 (河川管理者等が発掘した河川レンジャー希望者の審査)			
H18.3	運営要領の改正 (運営会議の改組)					
H18.5		第1回 運営会議 ・伏見・桂川・山崎出張所管内 ・高槻・山崎出張所管内				14名
H18.6		・福島・毛馬出張所管内 ・枚方出張所管内 ・木津川出張所管内	第2回 推薦委員会 (審査要領の検討に着手)			
H18.11					(試行)河川レンジャー講座	
H19.1				第1回 レンジャー会議		
H19.3	運営要領の暫定改正 (河川レンジャーの本格展開)		審査要領の策定			
H19.6 ~7					淀川発見講座 レンジャー養成講座	
H19.8			第4回 推薦委員会 (一般募集した河川レンジャー希望者の審査)			20名
H19.10 H20.2		第4・5回 運営会議 ・枚方出張所管内 ・伏見・桂川・山崎出張所管内 ・木津川出張所管内 ・高槻・山崎出張所管内 ・福島・毛馬出張所管内				
H20.4	第9回 淀川管内河川レンジャー検討懇談会			第3回 レンジャー会議		
H20.6 ~7			第5回 推薦委員会 (河川レンジャーの再任審査の検討に着手)		淀川発見講座 レンジャー養成講座	
H20.8			第6回 推薦委員会			26名
H20.10		第6回 運営会議 ・枚方出張所管内 ・伏見・桂川・山崎出張所管内 ・木津川出張所管内 ・高槻・山崎出張所管内 ・福島・毛馬出張所管内		第4回 レンジャー会議		

## (2)河川レンジャー検討・運営組織の現状と課題

河川レンジャーを検討・運営する組織は、河川レンジャーの取り組みを開始した平成 15 年 9 月以降、試行活動を通じた検討を進めながら、河川レンジャーの増員とともに、順次、組織を拡大・改組し、現在、以下の機構となっています。

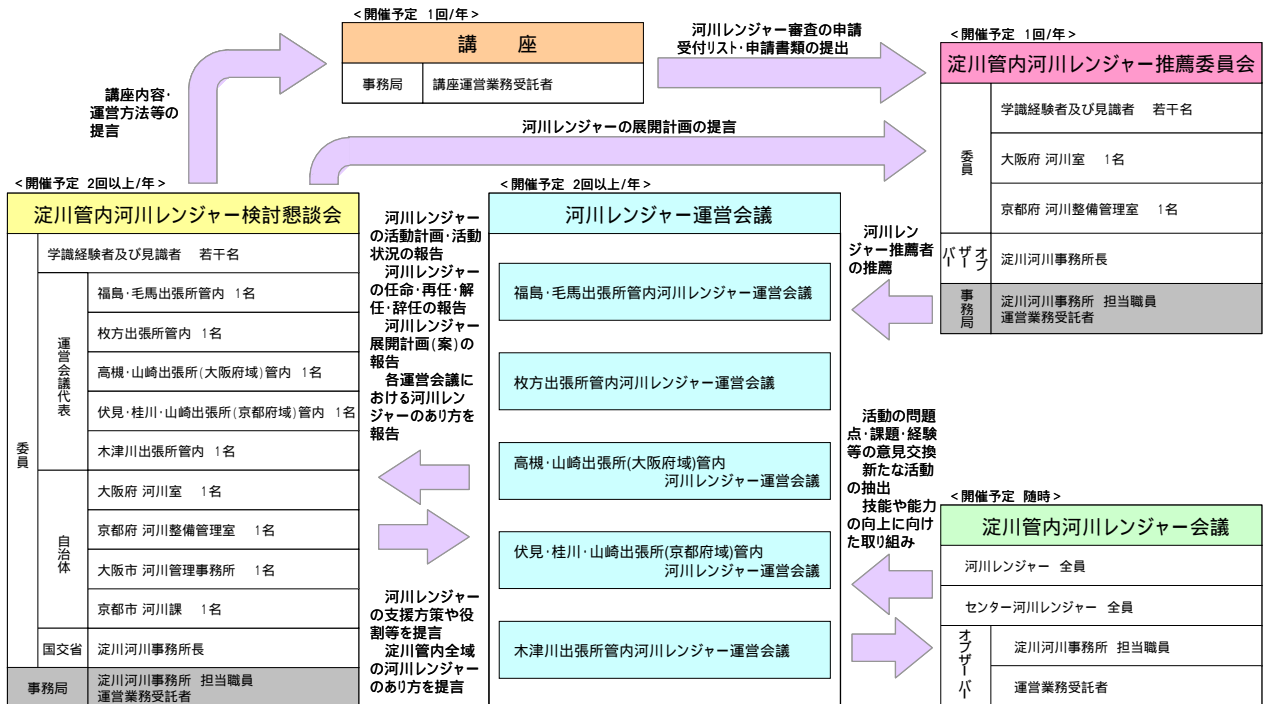


図 1 現在の河川レンジャー検討・運営組織

河川レンジャーを公募する本格展開を開始した平成 19 年度より以前は、運営会議の助言や意見のもと実践された河川レンジャーによる試行活動とその活動から得られた成果を通じた懇談会と推薦委員会での河川レンジャーの枠組みと仕組みづくりに関する検討に重点を置いてきました。

その結果、平成 19 年度には、河川レンジャーの募集から任命までのシステムが確立でき、河川レンジャーが目指していく活動と役割の方向性、その目標の達成に向けた河川レンジャーが中心となった運営形態も示すことができました。

さらに、河川レンジャーの人員も、平成 18 年度に 14 名、平成 19 年度に 20 名、平成 20 年度に 26 名まで増員でき、人員の増加と河川レンジャーの方の熱心な取り組みにより、レンジャー活動が実施される回数や時期、場所も拡大してきています。

このように、河川レンジャーの取り組みは、これらの組織による検討・運営と河川レンジャーによる試行活動により、着実に進展することができました。

しかし、一方では、取り組みの進展に伴い、これらの組織に求められる役割の変化や強化が必要となってきており、次のような課題が発生しています。

地域ごとに河川レンジャーの運営を担う運営会議は、これまで、河川レンジャーの枠組みを構築するため、レンジャー活動を実施することに主眼を置いてきたことから、河川レ

ンジャーからの報告により、活動状況と活動計画を確認することが中心となっています。

さらに、河川レンジャーの増加とレンジャー活動の活発化、運営事務局（事務所・出張所）からの十分な情報提供等が不足していたため、レンジャー活動の実態や各河川レンジャーに発生している問題等を把握して頂けず、支援方策等を十分に検討して頂けていない状況です。

このため、河川レンジャーの運営を十分に担うことができず、地域との連携が不可欠な河川レンジャーにとって、河川レンジャーの地域母体と成り得ていないのが現状です。

河川レンジャーの取り組み全体の意志決定等を担う懇談会は、これまでの取り組みを構築してきた中核の組織ですが、取り組みの進展に伴い、河川レンジャー（レンジャー活動）を評価し、そのうえで河川レンジャーの指導や支援方策の提案を行い、河川レンジャーのステップアップを助長する役割の重要性が高まっています。

しかし、この役割を果たすための基礎情報となる河川レンジャーの活動状況・成果が運営事務局を通じたものとなり、また、運営事務局も各河川レンジャーの実情と意向を完全に把握できていないことから、河川レンジャーの実態に関する議論が十分にできない状況となっています。

また、推薦委員会についても、河川レンジャーの実情を把握する機会が少ない状況下で、運営会議で検討し、懇談会で決定する河川レンジャー展開計画を条件として、公募した河川レンジャー希望者を審査し、運営会議で河川レンジャーに任命される推薦者を決定しています。

推薦委員会は、公平中立な立場で河川レンジャー希望者の審査を行うことが前提ですが、河川レンジャーの検討・運営組織の一つとして、河川レンジャーの実情を把握し、河川レンジャーの取り組みの方向性と整合させ、河川レンジャーを定着・発展させる審査が必要であると考えられます。

このように、河川レンジャーの枠組みと仕組みが構築でき、今後、さらにレンジャー活動が活発に展開され、河川レンジャーを増員して、河川レンジャーを定着・発展させる段階へ取り組みの形態が変化していく中で、河川レンジャーの実情を把握し、河川レンジャーの意向を反映しながら、河川レンジャー（レンジャー活動）の評価と適切な指導・支援を行い、河川レンジャーのステップアップを助長できていないことが、現組織での課題であると考えられます。

### (3)河川レンジャー検討・運営組織の今後の方向性

これまでは、河川レンジャーによる試行活動を通じて、河川レンジャーの枠組みと運営する仕組みづくりの検討に重点を置き、河川レンジャー創設の提言に携われた学識経験者と見識者を核とした懇談会を中心として、河川レンジャーの土台を構築してきました。

今後は、これまでに構築してきた河川レンジャーの仕組みを運用しながら、適宜見直しを加えつつ、河川レンジャーを増員して、河川レンジャーの取り組みを継続し、定着・発展させていきます。

このため、河川レンジャーのステップアップを進める運営面に重点を置き、活動現場の視点を重視した組織により、河川レンジャーの検討と運営を行う必要があると考えられます。

このような考えのもと、河川レンジャーのステップアップについては、「河川レンジャーの新たな活動の展開を目指したプロセス」(P7 参照)を実践していくため、平成 19 年 11 月の懇談会において、行政主導で進めてきた運営から「河川レンジャーが中心となった運営」(P8 参照)に移行し、将来的にレンジャー活動推進委員会(仮称)を核とした河川レンジャー会議が自主運営母体となって進めていくことが決定しています。

現在、この決定に基づき、将来のレンジャー活動推進委員会(仮称)となる講座研修実行委員会を発足させ、講座及び研修の企画・運営を試行的に実施し、河川レンジャー間及び運営事務局(事務所・運營業務受託者)との意思疎通を強化するとともに、河川レンジャーとしての連帯感と意識を高めて頂いています。現時点において、この取り組みは、着実に進められており、一定の成果が得られてきているものと考えています。

また、レンジャー活動を推進していくためには、河川レンジャーが中心となった運営とともに、各関係機関からの支援や助言が必要であり、さらに、地域への拡がり浸透、より良い活動の展開に向けた河川レンジャーへの指導を行っていくためには、地域ごとに河川レンジャーの運営を担う運営会議の役割が、非常に重要であると考えられます。

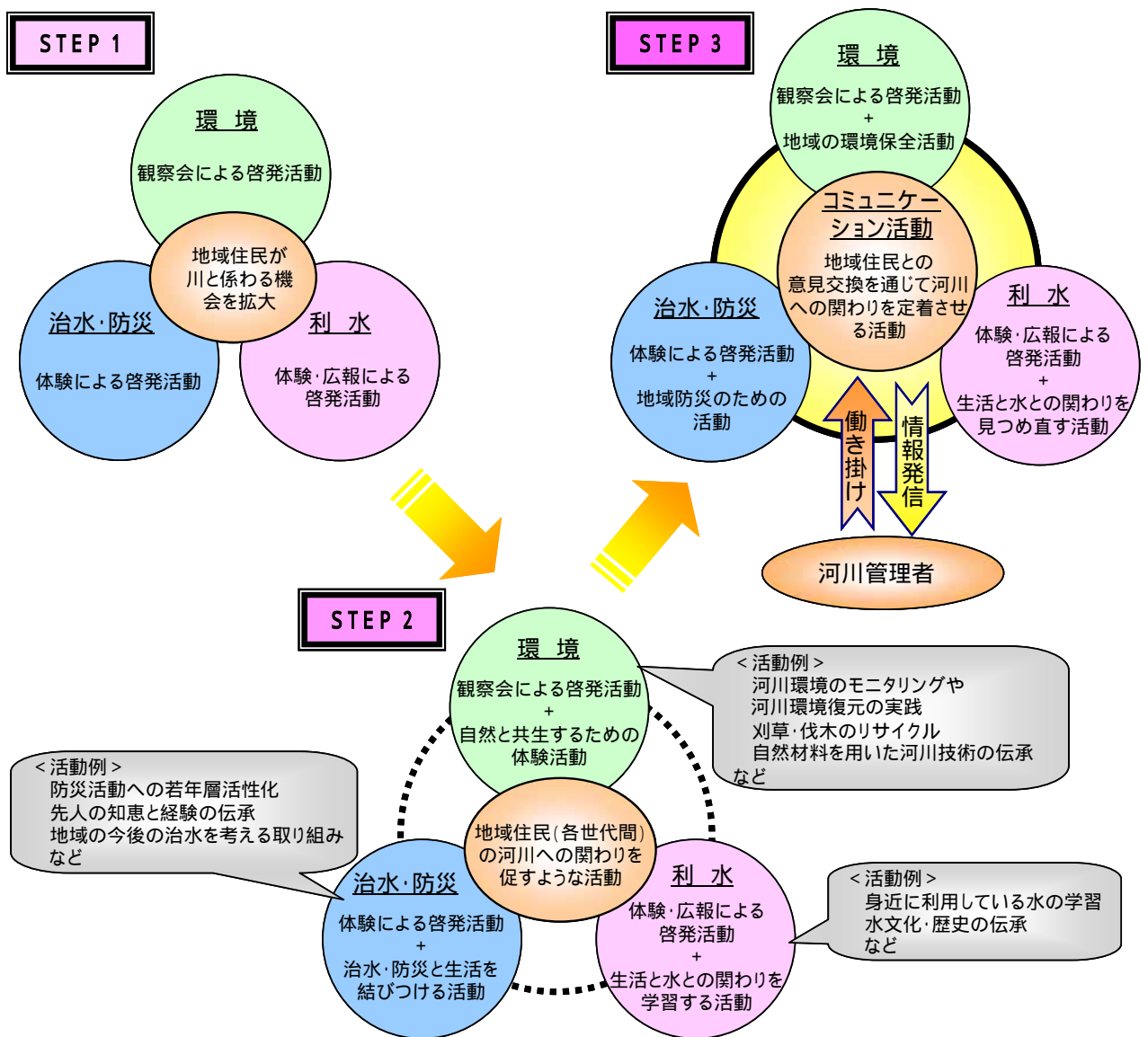
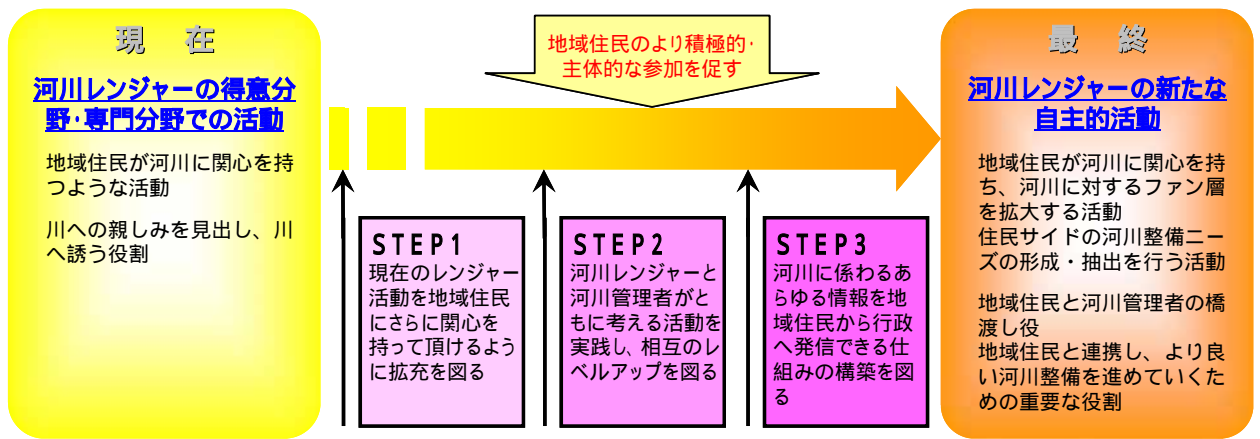
このため、河川レンジャーの自主的な運営の母体となる「河川レンジャー会議」、自主運営の核となるレンジャー活動推進委員会(仮称)への移行を目指して試行実施している「講座研修実行委員会」、河川レンジャーの地域母体となる「運営会議」が柱となって、レンジャー活動を推進・充実・強化していくことが必要です。

また、現在のレンジャー活動は、川の魅力を伝え、地域住民が河川に関心を持つような活動が活発に展開され、水辺空間が主な活動場所となっています。このため、河川レンジャーは、野外活動の指導者としての責任も有していることから、安全対策に関する知識と技術が求められています。安全対策に関する知識と技術の習得は、河川レンジャー自身の努力が必要となりますが、多くの主体と関係を持ち、多岐に渡る内容や場面で実施されているレンジャー活動において、活動現場をはじめとする河川レンジャーの実情を把握した組織による専門的な見地からの指導・助言が必要です。

このように、レンジャー活動の推進と充実を図る「運営会議」「河川レンジャー会議」「講座研修実行委員会」が活力ある組織として力を発揮でき、河川レンジャーの取り組みを継

続いて、定着・発展させていくためには、河川レンジャー及び関連組織の実情を把握し、それぞれの意向を反映しながら、専門的な見地から活動現場の課題解決やステップアップを目指した河川レンジャー（レンジャー活動）の評価・指導及び支援を行い、河川レンジャー全体を統括する上部組織を設置して、河川レンジャーの枠組みづくりの組織から活動現場の視点を重視した組織に転換を図る必要があります。





河川レンジャーの新たな活動の展開を目指したプロセス



#### (4)河川レンジャー検討・運営組織の改組

河川レンジャーの検討・運営組織は、地域ごとの5つの運営会議と河川レンジャー会議が柱となって、レンジャー活動の推進と充実を図るとともに、これらの組織が活力ある組織として力を発揮でき、河川レンジャーを継続して、定着・発展できるよう、河川レンジャーの取り組みを統括し、組織間の連携を強化する組織を設置し、河川レンジャーの枠組みづくりを行う組織から活動現場の視点を重視した組織への転換を図ります。

このため、懇談会と推薦委員会を新設の「淀川管内河川レンジャー代表者会議」(以下「代表者会議」)に移行する改組を行います。

また、枚方出張所管内、高槻・山崎出張所管内及び木津川出張所管内の運営会議は、地元見識者の委員を増員し、地域母体としての運営機能の強化を図ります。

さらに、講座研修実行委員会は、今年度の試行により、多くの河川レンジャーの方に浸透してきたことから、河川レンジャー会議の部会として運営を行います。

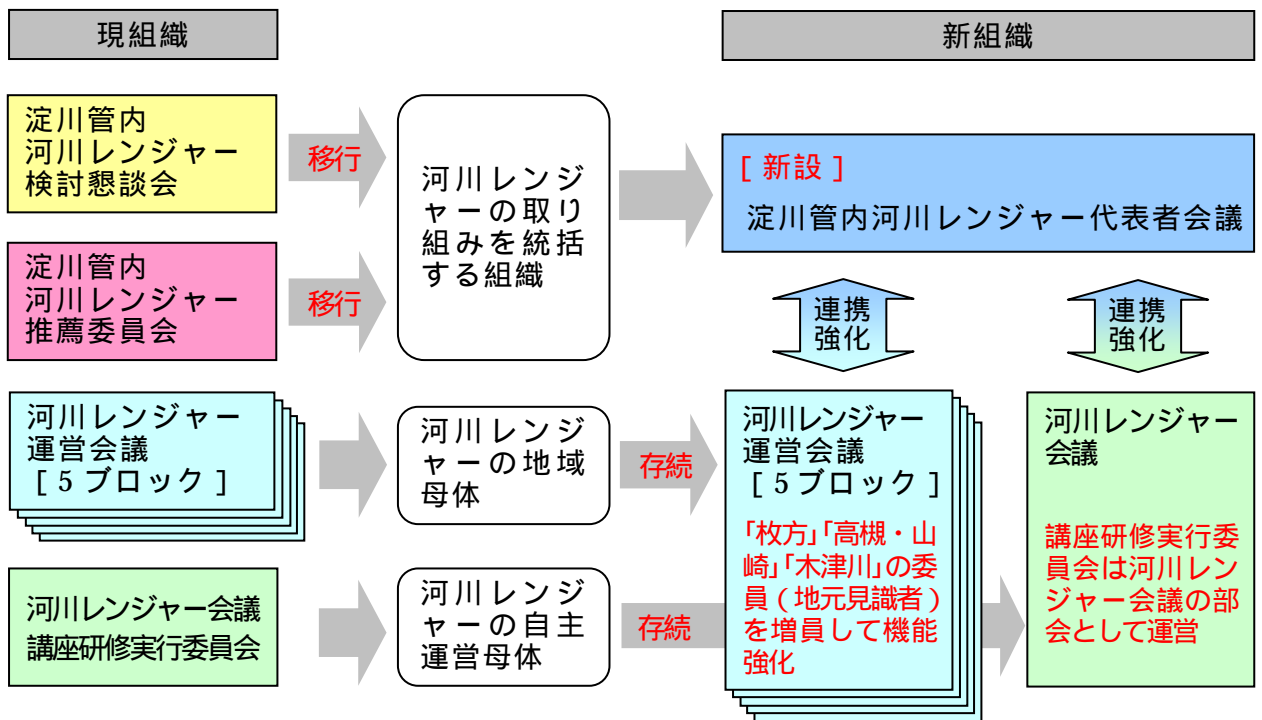


図2 改組の概要

### 1)代表者会議の役割

代表者会議は、運営会議と河川レンジャー会議、又は河川管理者から報告又は提案を受けた事項の検討を行い、河川レンジャーの定着・発展に向けて、その仕組みや基準、支援や連携強化の方策、河川レンジャーの展開計画等を策定するとともに、河川レンジャーに対する指導・助言を行います。

さらに、代表者会議は、これまで推薦委員会が果たしてきた河川レンジャー希望者の審査を行うとともに、任期を迎える河川レンジャーの再任審査を行います。

河川レンジャーの仕組み、基準及び支援・連携強化方策に関する検討・策定
河川レンジャーへの指導、助言、支援方策の検討及び支援
新規河川レンジャー展開計画の承認
運営会議又は河川レンジャー会議若しくは河川管理者から報告又は提案を受けた事項の検討
河川レンジャー希望者の審査（河川レンジャー推薦者を決定し、運営会議に推薦）
河川レンジャーの再任審査（河川レンジャー（レンジャー活動）の評価を行い、再任を決定し、運営会議に報告）

表2 河川レンジャー検討・運営組織の役割分担

役割	組織	淀川管内 河川レンジャー 代表者会議	河川レンジャー 運営会議	河川レンジャー 会議
河川レンジャーの仕組み、基準及び連携強化方策に関する検討・策定				
新規河川レンジャー展開計画（案）の作成				
新規河川レンジャー展開計画の承認				
運営会議又は河川レンジャー会議若しくは河川管理者から報告又は提案を受けた事項の検討				
河川レンジャー希望者の審査				
河川レンジャーの任命				
河川レンジャーの再任審査				
河川レンジャーの再任の妥当性審議				
河川レンジャーの再任・解任・辞任の了承				
河川レンジャーの年間活動計画の確認・決定				
河川レンジャーの活動状況の確認				
河川レンジャーへの指導・助言				
河川レンジャーへの支援方策の検討及び支援				
講座及び研修の企画・運営				
レンジャー活動の内容確認				
レンジャー活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換				
新たなレンジャー活動の抽出				

河川レンジャー会議の役割には「講座研修実行委員会」の役割を含む。

## 2)代表者会議の組織

代表者会議は、河川レンジャー及び関連組織の実情を把握し、それぞれの意向を反映しながら、河川レンジャーに求められる専門的な見地で河川レンジャーの取り組みを統括できるよう、以下の19名の委員によって組織します。

表3 淀川管内河川レンジャー代表者会議 委員

区分	細分
法律専門家	
学識経験者及び見識者	学識経験者
	見識者
自治体代表	大阪府 都市整備部 河川室
	京都府 建設交通部 河川課
	大阪市 建設局 土木部 河川管理事務所
	京都市 建設局 水と緑環境部 河川整備課
河川レンジャー運営会議代表	福島・毛馬管内運営会議 代表者
	枚方管内運営会議 代表者
	高槻・山崎管内運営会議 代表者
	伏見・桂川・山崎管内運営会議 代表者
	木津川管内運営会議 代表者
	福島・毛馬管内運営会議 河川レンジャー代表
	枚方管内運営会議 河川レンジャー代表
	高槻・山崎管内運営会議 河川レンジャー代表
	伏見・桂川・山崎管内運営会議 河川レンジャー代表
	木津川管内運営会議 河川レンジャー代表
河川レンジャー会議代表	座長（淀川管内センター河川レンジャー）
国土交通省	淀川河川事務所長

## 2 . 河川レンジャーの再任審査と任期

今回の河川レンジャー検討・運営組織の改組と整合させた再任審査の仕組みと任期の考え方は、次のとおりです。

提案の仕組みは、「河川レンジャーの新たな活動の展開を目指したプロセス」で示している河川レンジャーに求められる役割を河川レンジャーのキャリア段階に応じて定め、この目標水準を指標として、河川レンジャーの継続を判断することとしています。

この仕組みの中で、運営会議は、所属する河川レンジャーに対して、目標水準を達成できるよう、年度ごとに具体的な指導・助言を行い、必要な支援方策を検討し、河川レンジャーとともにレンジャー活動を推進して頂きます。

そのうえで、河川レンジャーの任期（2年）ごとには、代表者会議において、運営会議での指導・助言・支援の状況を勘案し、当該河川レンジャーの目標水準を達成するための取り組み状況と結果、今後の達成可能性を評価し、再任の可否を決定します。運営会議は、代表者会議での決定を受けて、当該河川レンジャーを再任します。

さらに、人材の流動性を確保して、多様な人材により河川レンジャーを発展させていく観点から、2期4年（試行期間を含め5年）を終えられた時点で、原則として、河川レンジャーを退任して頂き、後進に道を譲って頂きます。

ただし、活動レベルがSTEP3相当の域に達しておられる方、又は達することが十分に期待できる方は、以後、1期（2年）ごとに河川レンジャーを継続して頂きます。

さらに、特例として、道を譲って頂く後進が存在しておらず、継続することが不可欠な活動をされている方にも、1期（2年）ごとに河川レンジャーを継続して頂きます。

また、退任して頂いた方の希望者には、河川レンジャー経験者として、運営会議委員又はレンジャー会議（レンジャー活動推進委員会（仮称）委員）で現役河川レンジャーの指導・支援・相談役をお願いしたいと考えています。

なお、現在の河川レンジャーの方は、河川レンジャーを公募する本格展開を開始した平成19年度を基準として、表4に示すキャリア段階に位置付けます。ただし、今年度に1期目の任期を満了される13名の河川レンジャーの方で再任を希望される方は、代表者会議での再任審査は実施せず、運営会議において再任の妥当性を審議し、再任を決定することとします。

運営要領（現行） 抜粋

（河川レンジャーの任期）

第16条 河川レンジャーの任期は、任命された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 センター河川レンジャーの任期は定めないものとする。

3 新規に任命された河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを試行期間とし、運営会議において試行期間の活動状況を審議し、継続が妥当であると認められたときは、任期を新たに4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。

4 第1項ただし書きによる再任を行うに当たっては、運営会議において妥当性を確認したうえで運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。

5 第3項の運営会議による審議の結果、継続が妥当であると判断されたときは、運営会議が再任し、第14条第2項の報告を行うものとする。

表4 新組織と河川レンジャーの再任審査及び任期の考え方

	河川レンジャー (河川レンジャーに求められる役割)	河川レンジャー運営会議	淀川管内河川レンジャー 代表者会議	現河川 レンジャーの 位置付け
試行期間	1年目	河川レンジャーの任命	河川レンジャー希望者の審査	三輪レンジャー 山本レンジャー 山口レンジャー 酒井レンジャー 福井レンジャー 田中レンジャー
	2年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任		荘司レンジャー 瀬戸レンジャー 吉川レンジャー 谷岡レンジャー 柳沼レンジャー 望月レンジャー
1期	3年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任	河川レンジャーの再任審査 ・再任の決定	菊井レンジャー 辻川レンジャー 野路レンジャー 原田レンジャー 立川レンジャー 上田レンジャー 中島レンジャー 坂本レンジャー 中川レンジャー 中村レンジャー 田子レンジャー 仁枝レンジャー 山村レンジャー
	4年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任		
2期	5年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任		
	6年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任	河川レンジャーの再任審査 ・再任の決定	
3期	7年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任	河川レンジャーの再任審査 ・再任の決定	
	8年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任	河川レンジャーの再任審査 ・再任の決定	
4期	9年目	河川レンジャーの再任の妥当性審議 河川レンジャーの再任	河川レンジャーの再任審査 ・再任の決定	

河川レンジャーとして活動開始

地域住民が河川に関心を持つ機会を提供する役割

STEP 1  
地域住民が河川と係わる機会を拡大する役割

STEP 2  
地域住民(各世代の間)の河川との関わりを促す役割

河川レンジャーを退任  
(活動レベルがSTEP 3相当の域に達している方、又は達することが十分に期待できる方は、河川レンジャーを継続して頂く)

しを頂がて、る不活れ方河しと道て進しすがななる、シと後在ら続と欠をいも、シとて譲く存お継こ可動てに川を

STEP 3  
地域住民の意見を通河川わ着役地と交じとりさせ

退任して頂いた方の希望者には、運営会議委員又はレンジャー会議(レンジャー活動推進委員会(仮称)委員)で現役河川レンジャーの指導・支援・相談役をお願いします。



### 3 . レンジャー活動全体のレベルアップに向けた数値指標

淀川河川事務所における河川レンジャーの取り組みは、平成 15 年度から開始してきましたが、淀川管内全域で年間を通じてレンジャー活動を展開できたのは、平成 19 年度が初めてでした。

平成 19 年度は、13 名の河川レンジャーの方に、年間約 120 回ものレンジャー活動を通じて、延べ約 6,000 名の流域住民に参加を得ていただき、レンジャー活動“STEP1”の目標である「地域住民が川と係わる機会を拡大」に向けて活発に活動していただきました。

さらに、レンジャー活動が“STEP2”の域へ達し、日々活動を強化されている河川レンジャーの方も居られ、淀川河川事務所も敬意の念を表したいと思えます。

このような河川レンジャーの本格的な展開を迎えるまでは、河川レンジャーの枠組みなどについて検討を行うため、レンジャー活動に水準を定めずに試行してきました。しかし、今後は、河川レンジャーの定着と発展に向けて、レンジャー活動を含む運営面に重点を置き、河川レンジャーの皆様とともにレンジャー活動のステップアップを進めていきたいと考えており、また、ステップアップしていただきたいと考えています。

そのような中、前回（H.20.4.17）の第 9 回懇談会での議論から、河川レンジャーの再審査も含め、平成 19 年度の活動状況・結果等を踏まえて、レンジャー活動の評価方法等についての検討に着手しています。その中で、活動への参加者数や活動回数が外すことのできない評価要素となってきました。

また、近年の情勢から「広報（レンジャー活動）」そのものの存在が様々な角度で様々な方面から注目されてきており、レンジャー活動への参加者等が余りにも少ない場合は、対外的に説明が困難なこともあります。

このようなことから、レンジャー活動に対する評価と日々の見直しが求められてきており、当面目標である 40 名まで河川レンジャーの増員を進めて、レンジャー活動に対する報酬を公費から支出していることから、レンジャー活動に対して一定の数値目標を設けることが必要であると考えています。

そこで、参加者数のみでレンジャー活動を絶対に評価することはできませんが、レンジャー活動への参加者数について、平成 19 年度の実績から現れている数値を、河川レンジャーの皆様に目安となる指標として掲げ、レンジャー活動全体のレベルアップを図りたいと考えています。

レンジャー活動の目安となる数値指標（連携活動は除く）

活動 1 回当りに一般参加者 10 名以上を目指しましょう。

- 地域住民が川と係わる機会を拡大して、河川への関わりを促進しよう。 -



